

議案第 21 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項及び第 16 条第 4 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表の 2 手数料の表を次のように改める。

2 手数料

診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1, 570 円
	死亡診断書その他の複雑なもの	3, 140 円
	生命保険に関する診断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの	4, 710 円
	上記以外のもの	9, 420 円
		以内で管理者

文書料 1 件		が定める額
証明書	通院証明書その他の簡易なもの	1, 040 円
	出生証明書その他の複雑なもの	2, 090 円
	自動車損害賠償責任保険診療報酬 明細書その他の特に複雑なもの	4, 190 円
	上記以外のもの	8, 380 円 以内で管理者 が定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例別表の 2 手数料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に請求のあったもので同日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、病院の使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。